

# 京都市楽只市営住宅団地再生事業における公共施設再整備基本計画策定等業務 プロポーザルに関する説明書

## 1 業務の概要

### (1) 業務内容

「業務委託仕様書」に記載のとおりです。

### (2) 予定価格

¥10,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (3) 支払条件

委託料は完成払のみとし、前払金及び部分引渡しに係る委託料の支払は行いません。

## 2 プロポーザルに関する問合せと回答

### (1) 問合せ先

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（北部事業担当）

電話 075-222-3663

FAX 075-222-3526

メールアドレス sumamachi@city.kyoto.lg.jp

### (2) 問合せ期間

公募を開始した日から平成29年7月28日（金）午後5時まで

### (3) 問合せ方法

メールまたはFAXによるものとし、これ以外の方法（持参、郵送等）による提出は受理しません。

なお、FAXの場合は、事前に送付する旨を電話してください。

受付時間は、土曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

### (4) 問合せに対する回答方法

平成29年8月3日（木）午後5時までに、京都市情報館の都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページに質問及び回答を掲載します。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

## 3 企画提案書等の作成

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（要領第4号様式）

イ 配置技術者調書（要領第5号様式）

（ア）第5号様式①には統括責任者について、第5号様式②には主任技術者、第5号様式③には担当者について記載してください。

(イ)「業務実績」には、以下に定める業務実績を記載してください。

同種業務：文化・交流・公益施設又は福祉・厚生施設を含む、複数の施設の集約化又は複合化事業に係る基本計画策定業務又は設計業務

類似業務：文化・交流・公益施設又は福祉・厚生施設の整備に係る基本計画策定業務又は設計業務

ただし、評価の対象となるのは、公告を開始した日から過去10年以内に契約を締結し、完了したものに限ります。

(ウ) 業務実績を証明するものとして、契約書及び仕様書の写しを添付してください。

ウ 業務実施に関する調書（要領第6号様式）

(ア) 第6号様式①は、本業務を実施するに当たっての取組方針、配慮すべき事項等を記載してください。

(イ) 第6号様式②は、本業務を実施するに当たっての手法として、取組体制、工程計画等を記載してください。

エ 提案事項に関する調書（要領第7号様式）

既存公共施設の移転再整備に向けた基本計画を策定するうえで、先行事例や業務実績を踏まえ、事業の効率化やコスト削減等のような工夫が考えられ、どのような点に留意すべきであるのかを提案してください。

オ 見積書（要領第8号様式）

本業務を受託するに当たって、受託希望価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載してください。また、積算の内訳を添付してください。

なお、予定価格を超える金額を提出された場合は、失格とします。

(2) 作成上の注意

ア 用紙の大きさは、すべてA4サイズとし、カラー表現を認めます。

イ 文字は判読可能なサイズ（11ポイント以上を推奨）としてください。必要に応じて図や写真等を用いても構いません。

ウ 記入枠が不足する場合は、適宜広げてください。ただし、各様式につき3ページまでとします。

(3) 参考資料

企画提案検討の参考となる資料を、参加希望申出書等の提出時に貸与します。貸与した資料一式については、企画提案書等の提出時に返却してください。

#### 4 応募上の留意点

(1) 参加希望申出書及び企画提案書（以下「参加希望申出書等」という。）の作成及び提出に掛かる費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された参加希望申出書等は、返却しません。

(3) 提出された参加希望申出書等について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがあります。

ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とします。

- (4) 提出期限以降における参加希望申出書等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 契約後において、参加希望申出書等に記載された配置技術者は、病気、死亡等の特別な場合を除き、変更できません。
- (6) 参加希望申出書等に虚偽の記載をした場合は、参加希望の申出を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、その名を公表し、本市契約に係る不誠実な行為の有無について契約課へ報告する場合があります。契約後に判明した場合は、契約を取り消し、違約金を請求する場合があります。
- (7) 次に該当する企画提案書を提出した場合は、失格となる場合がありますので、注意してください。契約後に判明した場合は、契約を取り消すことがあります。
- ア 提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるとき
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
  - ウ 記載内容が各様式の留意事項に適合しないとき
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (8) 本プロポーザルにおいて、知り得た内容については、契約の有無を問わず、何人にも漏らしてはなりません。
- (9) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、失格となる場合がありますので、注意してください。